

平成30年 1月31日(水)
国土交通省 関東地方整備局
高崎河川国道事務所

記者発表資料

災害時の応急対策に協力して頂ける企業を募集します。
～ 災害時における災害応急対策業務に関する協定 ～

高崎河川国道事務所では、災害の発生または発生の恐れがある場合に迅速に応急対策を行うための協定の締結希望者を募集します。

現在、高崎河川国道事務所では、地震・大雨・大雪などにより当事務所が管理又は工事中の道路及び河川施設に災害が発生した場合または発生の恐れがある場合に、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図るため、資機材及び労力を保有する企業と災害応急対策業務に関する協定を締結し、災害に備えています。

この度、平成30年3月31日に現在の協定期間が終了するため、新たな協定を締結し、引き続き災害の発生に備えていきたいと考えており、当事務所の災害応急対策業務に協力して頂ける意欲を持ち、技術力のある企業を募集するものです。

なお、本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力の「地域貢献度」の項目に加算評価されます。

受付期間：平成30年1月31日(水)～平成30年2月21日(水)

詳細は、高崎河川国道事務所ホームページをご覧ください。

HPアドレス <http://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki/>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、刀水クラブ・テレビ記者会、高崎記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所

住所：群馬県高崎市栄町6-41 電話：027-345-6000 (代)

副所長：永江浩一郎 (ながえ こういちろう) 027-345-6000 (内線203)

防災課長：宇野 貴弘 (うの たかひろ) 027-345-6044 (内線281)

協定及び公募の概要

【協定名】

- 「災害時における河川災害応急対策業務に関する協定」
- 「災害時における道路災害応急対策業務に関する協定」

【協定の目的】

本協定は、国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所管内における河川及び道路施設等が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し又は恐れがある場合、災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、労力等の確保及び動員の方法等必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

【協定区間】

○工区協定

- ◆河川 群馬県内及び一部埼玉県内の当事務所が管理する河川を分割した9区間
 - ・烏川単独:3区間
 - ・烏川、碓氷川:2区間
 - ・鍬川:1区間
 - ・烏川、神流川:2区間
 - ・神流川単独:1区間
- ◆道路 群馬県内の当事務所が管理する国道を分割した16区間
 - ・17号 7区間(上武道路他バイパスとの組み合わせ含む)
 - ・17号上武道路 3区間
 - ・18号 3区間
 - ・50号 3区間

【協定期間】

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで(3年間)

【応募資格(概要)】

◆河川

- ①関東地方整備局(港湾空港関係を除く)の入札参加業者のうち、一般土木工事、維持修繕工事のいずれかに認定されているもの。
- ②群馬県内(⑦～⑨)の協定区間の協定締結を希望する者は又は埼玉県内含む)に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- ③平成14年4月1日以降に群馬県内(⑦～⑨)の協定区間の協定締結を希望する者は埼玉県内含む)で元請けとして完成・引き渡し完了した同種工事の実績を有すること。

◆道路

- ①関東地方整備局(港湾空港関係を除く)の入札参加業者のうち、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかに認定されているもの。
- ②群馬県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること
- ③平成14年4月1日以降に群馬県内で元請けとして完成・引き渡し完了した同種工事の実績を有すること。

【スケジュール】

- ①公募の期間：平成30年1月31日(水)から平成30年2月21日(水)まで
- ②協定締結者への通知：平成30年3月14日(水)(発送予定)

※詳細については、公募文にて確認をお願いします。

※公募文は、平成30年1月31日(水)より高崎河川国道事務所のホームページ(<http://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki/>)及び事務所庁舎に掲示します。